

調査研究助成課題の成果概要(その2)

アジア及び環太平洋地域における科学技術の研究公正推進と専門人材の育成

一般財団法人公正研究推進協会 理事長* 浅島 誠
理事* 札幌野 順

1. 調査研究の背景と目的

アジア・環太平洋地域には、世界の人口の半分以上が住んでおり、世界の学術出版物の30%以上がこの地域から生み出されています。しかし、最近では研究不正が各地で問題となっています。それぞれの国や地域では、研究不正を防ぎ、質の高い研究を行うために努力を続けていますが、その方法や成果は様々です。

このプロジェクトでは、アジア・環太平洋地域で公正な研究を進めるための国際的な枠組みを作ることを目指して、各国での研究公正の現状を分析する調査を行いました。具体的には、政策、法律、ガイドライン、ポリシーに関連する良い事例(ベストプラクティス)を収集し、研究機関における制度や実践の具体例を分析し、研究倫理や研究公正に関する教育教材、教育方法、教育効果の測定方法を検討しました。

特に、米国、韓国、台湾、マレーシアの事例を収集・分析し、データベースを構築する準備を進めました。また、研究公正を推進できる専門人材に求められる能力や資質を特定し、そのような人材を育成するための教育・研修プログラムやキャリア形成の方法についても検討しました。

2. 調査研究の実施方法

本調査研究は、アジア太平洋地域の研究公正を推進するための国際的なボランティア組織であるAsia Pacific Research Integrity Network (APRI)のメンバーを共同研究者に迎えて行いました。APRIは、これまでに米国(2016年)、香港(2017年)、台湾(2018年)、韓国(2021年)で国際会議を開催してきました。一般財団法人公正研究推進協会は、本調査研究を実施する場として第5回目の会議(APRI2023)(2023年3月20-22日、早稲田大学)を主催しました。



図1 APRI2023の公式サイト
(<https://www.apri2023.org>)

研究公正に関する国際会議で最も重要なものは、2年ごとに開催されるWorld Conference on Research Integrity (WCRI)です。APRIは、この会議のアジア太平洋版で、設立の検討もWCRIの場で行われました。

APRI2023のテーマは「研究公正における地域差と共通目標への理解の醸成」で、目的はアジア太平洋地域における研究公正のパートナーシップ強化、新たな協力関係の構築、研究不正の申し立てや調査に対処するための経験やベストプラクティスの共有、そして研究公正を強化するための協働作業の促進です。参加国の共同研究者は企画委員会のメンバーとして、オンラインで定期的に会議を行い、目的達成に必要な内容の検討や講演者・発表者の選定を行いました。

最終的に、APRI2023には22か国から参加があり、約200名が会場に参加し、オンラインも含めて全体で700名を超える参加者が登録しました。会議では、幅広い問題について議論が行われました。まず、会議前日に、米国と台湾の共同研究者を中心に、研究公正に関する研究手法のワークショップが実施され、台湾、マレーシア、日本から若手研究者が参加しました。本会議では、日本、台湾、韓国、マレーシアの研究代表者

*申請時

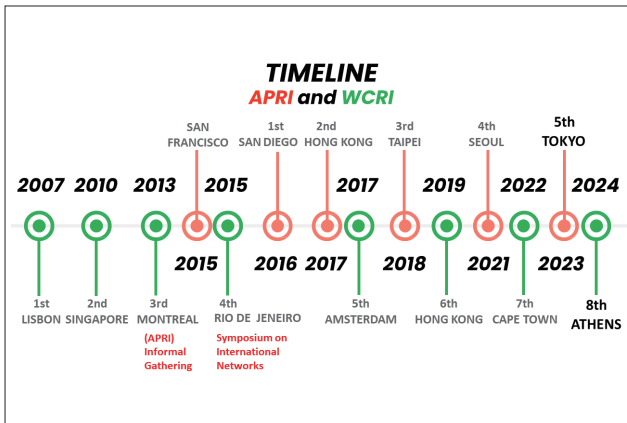


図2 APRIとWCRIの開催年と開催地

が各国における研究公正の推進について発表し、第1日目には研究公正の「文化差」に関するパネルディスカッションが行われました。第2日目には、米国の共同研究者を議長として、研究不正調査に関するグループ討議が行われ、第3日目には、研究公正教育に関するグループ討議が行われました。また、第2日目のOral Presentationsでは3件、Poster Presentationsでは3件の発表が共同研究者及び関係者により行われました。さらに、各国の共同研究者と若手人材との対面による会議も開催されました。会議の様子は日本経済新聞などのメディアで報告されました。

韓国、米国、台湾、マレーシアの共同研究者を中心に、各国で研究公正推進を担う組織や人材、法整備、制度、教育方法、教材などのベストプラクティスを同定し、データベースの基本を構築するための情報を収集しました。また、オンライン報告会や、研究公正教育のベストプラクティスに関するワークショップも開催されました。これらの活動を通じて、各国の個別課題と共通課題が明確になり、解決方法が検討されました。研究公正を推進する人材を特定し、人的ネットワークの構築にも努めました。

3. 調査研究の成果

本プロジェクトの成果については公正研究推進協会ホームページに公開するデータベースを参照していただきたいのですが、特に興味深い内容を紹介いたします。まず、政策・法律・ガイドラインについてです。台湾では、政府がすべての研究者に研究倫理教育の受講

を義務づける「学校学術研究倫理教育と体制の発展計画」(2014–2017年)を策定し、研究公正を推進しました。一方、マレーシアにおける研究公正に関する活動は、他国のように法律やガイドラインによるトップダウンではなく、若手研究者による自主的な取り組みから始まりました。両国とも、海外の行動規範を精査し、自国の文脈に合う形で研究者の行動規範を制定しています。また、韓国や台湾では、研究のエコシステムの変化に対応するため、法律や政令の制定・施行・改定が頻繁に行われています。

次に、研究倫理・研究公正の教育についてです。マレーシアでは、2017年に“the Malaysian Code of Responsible Conduct in Research (MCRCR)”に基づいた教育モジュールが出版されました。このモジュールには、教科書だけでなく、事例分析やロールプレイ、グループワークなどのアクティブラーニングを促進する素材やハンドアウト、教員用マニュアルも含まれています。このモジュールを使ったワークショップも開発・実施されています。米国では、35年以上にわたり研究倫理教育が実施されており、数多くの教材やプログラムが開発・実施されています。政府機関が推奨する教育内容もありますが、研究倫理教育は多様で、機関や教育担当者によって様々な形で実施されています。

4. まとめ

すべての国で研究公正に関するe-learningのシステムが構築されていますが、学習者の意欲の維持や教育者と学習者間、学習者間の交流機会の欠如など、e-learningの問題点が共通の課題として認識されています。また、教育の効果を測定・評価する方法の開発は途上であり、研究公正教育の目標が多様であるため、目標に合った測定・評価手法が必要です。さらに、研究公正教育を行える人材が不足しており、教育担当者を養成する“train-the-trainer”プログラムの開発が求められています。これらの各国共通の課題に対応するため更なる知見・経験の共有と協力が重要と考えられます。

(本プロジェクトの成果は、2024年6月にアテネで開催されたWCRIでも発表されました。)